

第5章

こ こん きゅうさい 子どもの孤困・救済対策

第5章では、本市が子どもの孤困・救済対策に取り組む背景とその基本的な考え方を整理しています。また、具体的な施策・事業について記載しています。



1 国の子どもの貧困対策

現在、わが国の子どもの貧困の状況は、先進国の中でも厳しい状況にあります。子どもの相対的貧困率は、OECD加盟国の中でも最悪の水準にあり、7人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれています。また、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率も全体として低い水準にとどまっています。

こうした貧困家庭に生まれた子どもは、医療や食事、学習、進学等の様々な場面で不利な状況におかれ、将来も貧困から抜け出せない、いわゆる貧困の連鎖が起きていることも明らかになってきました。

このような背景から、平成26年1月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

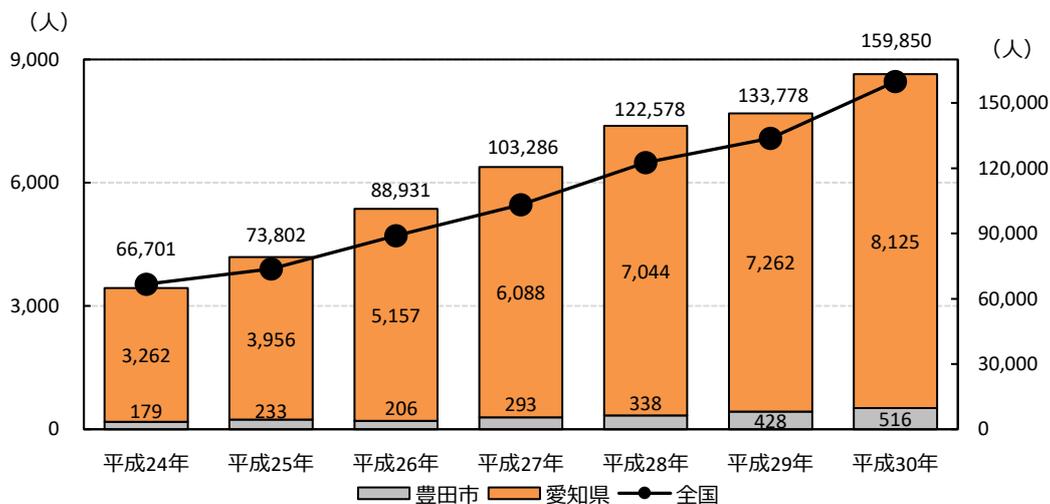
令和元6月、改正子どもの貧困対策の推進に関する法律が公布され、市町村は子どもの貧困対策計画の策定を努めるものとされました。改正法に従い、市町村は大綱を勘案して取組を進めていくこととなっています。

2 本市における現状と課題

① 児童虐待件数の増加

児童虐待件数は、全国的に増加しており、本市においても増加しています。

児童虐待につながるとされる家庭・家族の状況には、「虐待者の心身の不安定」「経済的な困難」「ひとり親家庭」「不安定な就労」など、複合的な困難が存在しています。



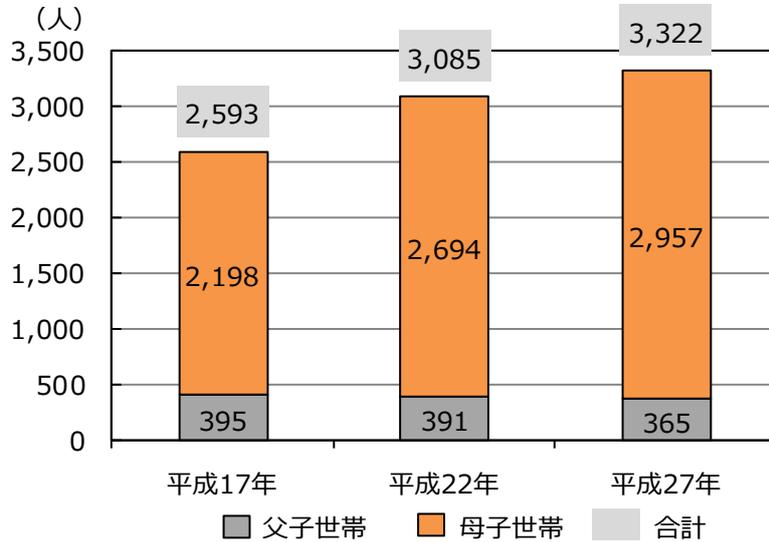
資料：豊田市子ども部子ども家庭課調べ



② ひとり親世帯の増加

本市において、ひとり親世帯は増加しています。

ひとり親世帯には、パートやアルバイトの非正規雇用の割合が43.8%と高く、就労が不安定で経済的な困難に陥りやすい状況です。また、家事・育児も一人で行うため、精神的負担感を感じやすく、児童虐待など深刻な問題が起こる可能性も考えられます。



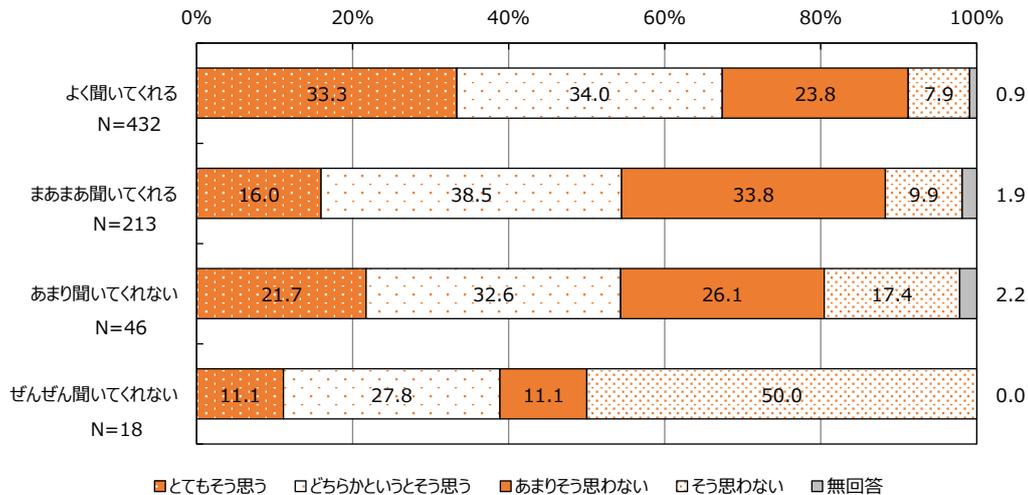
資料：国勢調査

③ 大人との関わりが子どもの自己肯定感を高めている

子どもにとって大人との会話が多いと、子どもの自己肯定感が高くなる傾向があります。

家庭での会話、学校での教育、地域での多様な活動など、様々な大人との交流の中で話を聞いてくれたり、評価してくれることで、子ども自身の自己肯定感が高まると考えられます。

【お父さんはよく話を聞いてくれますか×自分は価値のある人間だと思う（小学4～6年生）】



資料：子ども・子育てに関する市民意向調査（平成30年）



3 「子どもの^{ここん}孤困・^{きゅうさい}救済対策」の基本的な考え方

子どもの貧困は、本市の子ども条例が保障する、「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」を脅かすものです。愛知県が実施した愛知子ども調査によると、本市の平成 28 年の子どもの相対的貧困率は 5.4%であり、国の 13.9%と比較すると低い水準にはあるものの、子どもの貧困対策は重要な課題として位置づけられます。

そのため、本市では、子どもの貧困を経済的困窮にとどまらない幅広い視点で捉え、子ども条例に規定される「子どもの権利の保障」という観点から、施策を推進していきます。

考え方

「子どもの貧困対策」から、子どもたちに寄り添った
「子どもの^{ここん}孤困・^{きゅうさい}救済対策」へ

子どもは一人ひとりがかげがえのない存在です。子どもの権利が保障された社会となるために、経済的な問題だけでなく様々な環境にあるすべての子どもに寄り添い向き合うことが必要です。そのために、孤立や困りごとを抱える子どもたちを大人や地域が助ける仕組みを構築します。

目指す姿

子どもの権利が保障され
子どもたちが幸せに暮らすことのできる社会

方向性

子どもの自己肯定感の向上
地域支援力の向上
深刻な困難を抱える家庭への適切な支援
貧困の連鎖の解消



4 子どもの^{ここん}孤困きゅうさいプログラム

子どもの^{ここん}孤困きゅうさいプログラムは、重点事業群の1つに位置づけて取り組みます。

(1) 子どもの権利保障

子ども自身の権利を学ぶことと、子どもたちを取り巻くすべての大人に子どもの権利を啓発し理解を深めることで、子どもが「自分は大切にされてよい存在だ」と気づき、子どもたちが自分らしく生き、豊かに育つことができます。子どもたちに寄り添った環境の中で、子どもたちの自己肯定感を育んでいきます。

事業 No	事業名
1	子どもの権利啓発事業
2	子どもに関わる団体や大人への子どもの権利啓発研修
3	保護者向けの子どもの権利に関する情報発信・啓発
4	子どもの権利学習プログラム
5	とよた子どもの権利相談室の運営
6	「人権を考える集い」の開催
7	「人権移動教室」の開催
13	児童虐待防止のための啓発事業

(2) 共働でつながる支援のネットワーク

市の関係部局での連携を図るとともに、各地域におけるコミュニティと連携・共働し、必要な支援へつなげる仕組みを構築します。

事業 No	事業名
8	子ども家庭総合支援拠点(家庭児童相談室)における児童虐待への早期対応及び子育て相談・支援
9	子ども家庭総合支援拠点(家庭児童相談室)における相談支援体制の充実
10	要保護児童・DV 対策協議会参加機関の連携による要保護児童等の早期発見早期対応及び適切なケース進捗管理
12	養育支援訪問事業
18	子育て世代包括支援センターによる利用者支援事業
22	子育て世帯に対する育児負担軽減のための支援
23	豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議の開催
72	総合相談窓口運営事業



事業 No	事業名
157	青少年健全育成推進協議会活動への支援
158	子ども会活動への支援
159	ジュニアクラブ活動への支援
161	子ども会育成連絡協議会、PTA 連絡協議会の活動支援
165	主任児童委員活動の支援
168	子ども食堂支援事業
169	支援が必要な子どもの居場所づくり事業

(3) 教育の支援

家庭環境に左右されず、子どもたちの学力の保障と教育の機会の均等化を図るべく、学習支援や高校、大学等進学への経済的支援、幼児教育・保育の無償化の対応を行います。

事業 No	事業名
15	いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組の推進
16	適応指導教室の活動内容の充実
64	就学支援事業
65	子どもの学習・生活支援事業
69	親と子の電話相談「はあとラインとよた」
70	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣事業
78	保育料の軽減
79	こども園の給食費の軽減
80	小・中学校の就学援助
82	奨学金の支給
83	私立高等学校授業料の補助
112	感動体験機会の提供



(4) 生活の支援

貧困状態にある子どもや家庭が社会的孤立に陥ることがないように社会参加の機会や相談機関の充実を図ります。

事業 No	事業名
19	妊産婦健康診査事業
20	妊娠中の健康教室（パパママ教室）の開催
21	産後ケア事業
22	子育て世帯に対する育児負担軽減のための支援
24	おめでとつ訪問（乳児家庭全戸訪問事業）
34	乳児健康診査
35	3、4か月児健康診査
36	1歳6か月児健康診査
37	3歳児健康診査
42	ふれあい子育て教室の開催
48	ひとり親家庭に対する子育て支援
50	ひとり親相談（母子・父子自立支援員事業）
66	生活困窮者自立支援事業
68	育児健康相談
71	「とよた急病・子育てコール24」事業
74	母子・父子家庭に対する市営住宅の家賃福祉軽減
95	家族形成期支援住戸の整備
97	こども園などでの定員拡大
98	保育ママ事業
100	一時保育（一時預かり事業）
101	延長保育（時間外保育事業）
102	休日保育事業
103	病児保育事業
117	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）



(5) 保護者の就労・経済的支援

生活の基盤を安定的に確保するため、保護者の就労を支援します。また、手当での支給のほか、各種負担の軽減を図り、最低限の経済基盤や生活の場が保たれるよう支援を行います。

事業 No	事業名
47	ひとり親家庭の親の資格取得等支援
49	母子家庭等就業支援事業
75	子育て世帯等に対する児童手当の適切な支給
76	ひとり親家庭等に対する手当の適切な支給
77	ひとり親家庭等に対する福祉資金の貸付
80	小・中学校の就学援助
81	放課後児童クラブ利用者負担金の軽減
86	子ども医療費助成
87	母子・父子家庭医療費助成

